

現 行	ページ	修 正 案	
第1章 総則		第1章 総則	
第6節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		第6節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 指定公共機関 (略) 〔中日本高速道路株式会社〕 高速自動車国道、一般有料道路 の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (略) 5～7 (略)	10	第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 (略) 4 指定公共機関 (略) 〔中日本高速道路株式会社〕 高速道路 の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 (略) 5～7 (略)	高速道路株式会社法との整合を踏まえた修正
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	fu
第2節 治水事業		第2節 治水事業	
治水対策は、都市の健全な発展及び秩序ある環境の整備の基本的条件であるが、本市においても周辺部の住宅地造成、道路の整備等によって、強雨時には一時的流出量の増加をきたしている。これらの地域及び市街地における浸水による水害を防除するため、河川の整備、農地防災用排水路の整備及び 総合治水 対策の推進に努めるものとする。また、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進するとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。 第2 農地防災（市担当部 建設部） (略) ○緊急農地防災事業 (略) 「千間堀下流地区」（ 浅野～時之島 地内）排水路改修工事（愛知県） (略) ○用排水施設整備事業 (略) （追加） 第3 排水路の整備（市担当部 建設部） 道路冠水等の 浸水被害を被っている 箇所については、 管水路等の排水路（追加） 整備を行い、浸水被害の軽減を図る。 第4 総合治水 対策（市担当部 建設部） その他防災対策として、準用河川の整備、ポンプ施設の整備、河川への一時的流出量を抑制するため、調整池、 雨水貯留槽 、小中学校のグラウンド （追加） 等を活用した雨水貯留施設の設置、洪水ハザードマップの活用など、 総合的な治水 対策の実施に努める。	15	治水対策は、都市の健全な発展及び秩序ある環境の整備の基本的条件であるが、本市においても周辺部の住宅地造成、道路の整備等によって、強雨時には一時的流出量の増加をきたしている。これらの地域及び市街地における浸水による水害を防除するため、河川の整備、農地防災用排水路の整備及び 流域水害 対策の推進に努めるものとする。また、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進するとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。 第2 農地防災（市担当部 建設部） (略) ○緊急農地防災事業 (略) 「千間堀下流地区」（ あずら～浅野 地内）排水路改修工事（愛知県） (略) ○用排水施設整備事業 (略) ○たん水防除事業 「新大江地区」（浅井町地内）排水機場改修工事 第3 排水路の整備（市担当部 建設部） 道路冠水等が 頻繁に発生する 箇所については、 （削除）排水路の整備 を行い、浸水被害の軽減を図る。 第4 流域水害 対策（市担当部 建設部） その他防災対策として、準用河川の整備、ポンプ施設の整備、河川への一時的流出量を抑制するため、調整池、 （削除） 小中学校のグラウンド や公園 等を活用した雨水貯留施設の設置、洪水ハザードマップの活用など、 流域の水害 対策の実施に努める。	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行による修正 建設部からの修正 建設部からの修正 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行による変更及び表記の修正

現 行	ページ	修 正 案	
第3節 都市の防災性の向上		第3節 都市の防災性の向上	
第3 建築物の防災 (略) 1 公共建築物の不燃化(市担当部 <u>まちづくり部</u>) (略) 2 耐火建築物の建設の促進 <u>(1) 耐火建築物建設資金の融資(市担当部 まちづくり部)</u> (略) <u>(2) 建築確認の強化(市担当部 まちづくり部)</u> (略) <u>(3) 特殊建築物の立入検査(市担当部 まちづくり部、救出防災部)</u> (略) 3 防災上重要な施設の耐水性能の確保(市担当部 総括本部、上下水道部、 <u>建設部、まちづくり部</u>) (略) 4 公共施設における雨水流出抑制機能の確保(市担当部 上下水道部、建設部、 <u>まちづくり部</u>) (略)	20	第3 建築物の防災 (略) 1 公共建築物の不燃化(市担当部 <u>建築部</u>) (略) 2 耐火建築物の建設の促進 <u>(削除)</u> <u>(1) 建築確認の強化(市担当部 建築部)</u> (略) <u>(2) 特殊建築物の立入検査(市担当部 建築部、救出防災部)</u> (略) 3 防災上重要な施設の耐水性能の確保(市担当部 総括本部、上下水道部、 <u>(削除) 建築部</u>) (略) 4 公共施設における雨水流出抑制機能の確保(市担当部 上下水道部、建設部、 <u>建築部</u>) (略)	担当部の変更に伴う修正
第4節 その他の防災事業		第4節 その他の防災事業	
第1 地盤災害予防対策 1 地盤沈下対策(市担当部 環境部、 <u>上下水道部</u>) (略) 2 被災宅地対策(市担当部 <u>まちづくり部</u>) (略)	22	第1 地盤災害予防対策 1 地盤沈下対策(市担当部 環境部 <u>(削除)</u>) (略) 2 被災宅地対策(市担当部 <u>建築部</u>) (略)	上下水道部からの修正 担当部の変更に伴う修正
第5節 防災上必要な施設・設備等の整備		第5節 防災上必要な施設・設備等の整備	
第3 気象等観測施設・設備等 (略) 1 (略) 2 水位観測(市担当部 建設部) (1) 河川等水位情報 (略) [新川流域] (略) ・伝法寺排水機場(<u>丹陽町</u> 伝法寺12丁目6-5) (略) [日光川流域] (略) ・ <u>高田川日光川</u> 合流部(乾町69-3) (略) (2) (略) 3 (略)	26	第3 気象等観測施設・設備等 (略) 1 (略) 2 水位観測(市担当部 建設部) (1) 河川等水位情報 (略) [新川流域] (略) ・伝法寺排水機場(<u>(削除)</u> 伝法寺12丁目6-5) (略) [日光川流域] (略) ・ <u>日光川高田川</u> 合流部(乾町69-3) (略) (2) (略) 3 (略)	建設部からの修正

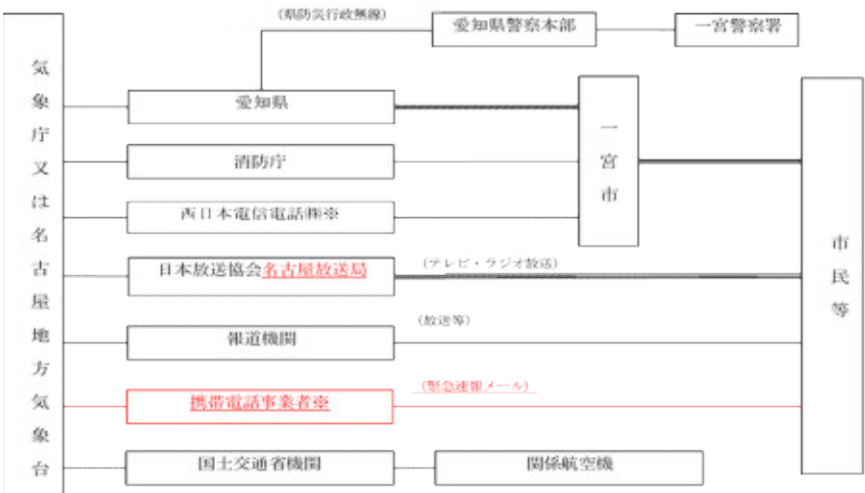
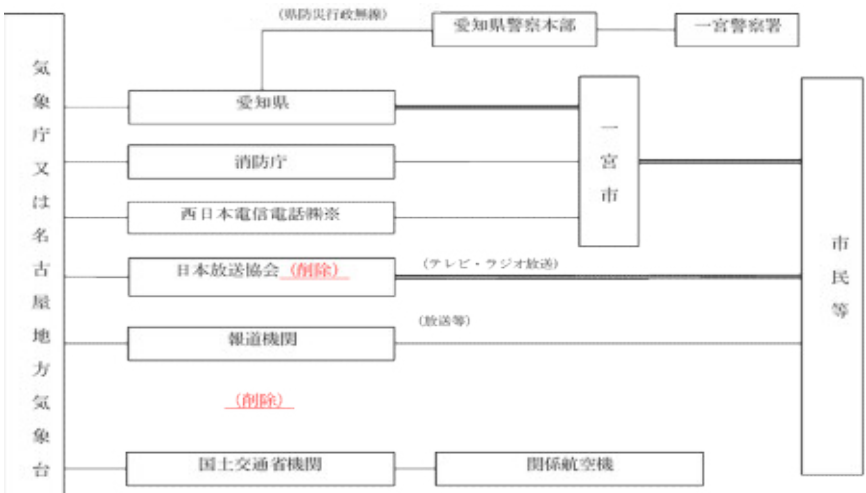
現 行	ページ	修 正 案	
<p>第7 避難所等 (略)</p> <p>1 避難所 (1)～(3) (略) (4) 避難所における必要面積の確保(市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部) (略)</p> <p><u>〔新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積〕</u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1～2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>(5)～(7) (略) (8) 避難所の運営体制の整備(市担当部 市民部) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、<u>県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」等を参考に、</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>カ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広域避難場所(市担当部 総括本部、<u>建設部</u>、まちづくり部、文教部) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8 食糧及び生活必需品等の確保(市担当部 総括本部、調査情報部、市民部、福祉部) (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 家庭内備蓄の推進 市は、災害発生時のライフライン途絶等の事態が予想され、<u>食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 (略)</p>	<p>31</p> <p>32</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>33</p> <p>35</p>	<p>第7 避難所等 (略)</p> <p>1 避難所 (1)～(3) (略) (4) 避難所における必要面積の確保(市担当部 総括本部、市民部、福祉部、文教部) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5)～(7) (略) (8) 避難所の運営体制の整備(市担当部 市民部) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>(削除)</u>感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、<u>(削除)</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>カ <u>(削除)</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広域避難場所(市担当部 総括本部、<u>(削除)</u>まちづくり部、文教部) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8 食糧及び生活必需品等の確保(市担当部 総括本部、調査情報部、市民部、福祉部) (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 家庭内備蓄の推進 市は、災害発生時のライフライン途絶等の事態が予想され<u>(削除)</u>るため、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>(削除)</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 (略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正</p> <p>建設部からの修正</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第9 上水道施設・設備等（市担当部 上下水道部） （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 （略）</p> <p>（1）応急給水 <u>（追記）</u> 資機材の備蓄を推進するとともに、運搬車両を含め整備点検を実施する。</p> <p>（2）自家発電機等については、平常時でも試運転を定期的実施して災害に備える。 また、応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置ができるよう配慮する。 <u>更</u>に、市指定給水装置工事事業者等と連絡を密にし、その全面的協力を得て上記活動に包含できるよう措置する。</p> <p>（3）（略）</p>	36	<p>第9 上水道施設・設備等（市担当部 上下水道部） （略）</p> <p>1（略）</p> <p>2 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 （略）</p> <p>（1）応急給水 <u>用</u> 資機材の備蓄を推進するとともに、運搬車両を含め整備点検を実施する。</p> <p>（2）自家発電機等については、平常時でも試運転を定期的実施して災害に備える。 また、応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置ができるよう配慮する。 <u>さら</u>に、市指定給水装置工事事業者等と連絡を密にし、その全面的協力を得て上記活動に包含できるよう措置する。</p> <p>（3）（略）</p>	上下水道部からの修正
<p>第10 下水道施設・設備等（市担当部 上下水道部） <u>市街地の浸水解消等の生活環境の改善を図り、安全で快適な都市生活を確保するため公共下水道事業の排水施設の整備を推進するとともに、処理施設、排水管路等の防災性強化のための措置を講じる。</u></p> <p>1・2（略）</p> <p>3 排水対策事業の推進</p> <p>（1）公共下水道事業 <u>生活環境の改善及び</u>公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除のため、放流河川の整備の状況との調整を図りながら、雨水流出抑制型下水道を考慮し、下水管渠、ポンプ場の新設又は改修を検討し被害の未然防止に努める。 また、排水ポンプ場の新設、改修に当たっては、氾濫・浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</p> <p>（2）関連調整事項 ア・イ（略） ウ 排水ポンプ場 <u>（追加）</u> の運転管理については、その運転及び停止に関し、河川管理者と調整を図り、河川水位を基準として操作管理規則を定める。</p>	37	<p>第10 下水道施設・設備等（市担当部 上下水道部） <u>市街地の浸水解消等、安全で衛生的な生活環境を確保するため、公共下水道事業の施設整備を推進するとともに、下水道施設・設備等の耐水性等強化に努める。</u></p> <p>1・2（略）</p> <p>3 排水対策事業の推進</p> <p>（1）公共下水道事業 <u>（削除）</u> 公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除のため、放流河川の整備の状況との調整を図りながら、雨水流出抑制型下水道を考慮し、下水管渠、ポンプ場の新設又は改修を検討し被害の未然防止に努める。 また、排水ポンプ場の新設、改修に当たっては、氾濫・浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。</p> <p>（2）関連調整事項 ア・イ（略） ウ 排水ポンプ場 <u>等</u> の運転管理については、その運転及び停止に関し、河川管理者と調整を図り、河川水位を基準として操作管理規則を定める。</p>	上下水道部からの修正 上下水道部からの修正
<p>第12 ガス施設（東邦ガス株式会社） （略）</p> <p>1 ガス施設の災害予防措置及び保安 災害の予防対策は、風水害、停電、火災等により、そのとるべき措置はそれぞれ異なるが、いずれの災害に対しても予防措置と保守について万全の対策を講じておく。</p>	39	<p>第12 ガス施設（東邦ガス株式会社） （略）</p> <p>1 ガス施設の災害予防措置及び保安 災害の予防対策は、風水害、停電、火災等により、そのとるべき措置はそれぞれ異なるが、いずれの災害に対しても予防措置と保守について万全の対策を講じておく。</p>	

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(1) 風水害予防対策 ア (略) イ 地下マンホール内の整圧器で浸水するおそれのある区域内に設置してあるものについては、浸水防止対策を講じる。<u>なお、地下マンホール内の整圧器は今後極力地上に設置するように改善する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 防災に関する物資、資材の備蓄、整備及び点検 資材の調達、確保とその輸送及び配給の諸業務は復旧作業の推進上重要な役割をもっているため、平素から次のように備蓄しておき、定期的な整備点検を行って災害に対処する。 <u>(1) 応急復旧資材</u> (略) <u>(2) その他の物資</u> <u>携帯用マイク、トランジスタラジオ、バッテリーライト等の災害対策用品は、最低備蓄量を定め常時確保しておく。</u></p> <p>3 (略)</p>		<p>(1) 風水害予防対策 ア (略) イ 地下マンホール内の整圧器で浸水するおそれのある区域内に設置してあるものについては、浸水防止対策を講じる。<u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 防災に関する物資、資材の備蓄、整備及び点検 資材の調達、確保とその輸送及び配給の諸業務は復旧作業の推進上重要な役割をもっているため、平素から次のように備蓄しておき、定期的な整備点検を行って災害に対処する。 <u>○応急復旧資材</u> (略) <u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<p>第10節 要配慮者の安全確保対策</p>		<p>第10節 要配慮者の安全確保対策</p>	
<p>第2 実施内容 1・2 (略) 3 避難行動要支援者対策 (1) 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>追記</u></p> <p>(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等 ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。 <u>追記</u> イ～エ (略)</p>	<p>50</p> <p>51</p>	<p>第2 実施内容 1・2 (略) 3 避難行動要支援者対策 (1) 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。 (略) なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意する。</u></p> <p>(2) たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備等 ア 要配慮者の把握 市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握する。 <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 <u>市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を地域防災計画であらかじめ定めておく。</u> 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩(えい)防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を<u>保護する措置について地域防災計画であらかじめ定めることとする。</u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市は条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	52	<p>(3) 個別避難計画の作成等 ア (略) イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 <u>市は、個別避難計画に掲載された情報を市の関係部署、町内会、自主防災会、民生・児童委員、個別支援者等避難支援関係者に事前に提供できるものとする。</u> 併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩(えい)防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を<u>保護するため必要な措置を講ずる。</u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。 また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認より、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。 ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	福祉部からの修正
<p>4 (略)</p> <p>5 外国人等に対する防災対策 <u>(追加)</u> (略)</p> <p>(1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。<u>(市担当部 総括本部、調査情報部)</u></p> <p>(2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。<u>(市担当部 福祉部、調査情報部)</u></p> <p>(3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。<u>(市担当部 調査情報部、総括本部)</u></p> <p>(4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。<u>(市担当部 調査情報部、総括本部)</u></p> <p>(5) 市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。<u>(市担当部 調査情報部、総括本部)</u></p> <p>(6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。<u>(市担当部 調査情報部、総括本部)</u></p> <p>6～9 (略)</p>	53	<p>4 (略)</p> <p>5 外国人等に対する防災対策 <u>(市担当部 調査情報部、総括本部)</u> (略)</p> <p>(1) 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。<u>(削除)</u></p> <p>(2) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。<u>(削除)</u></p> <p>(3) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。<u>(削除)</u></p> <p>(4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。<u>(削除)</u></p> <p>(5) 市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、通訳ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。<u>(削除)</u></p> <p>(6) 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。<u>(削除)</u></p> <p>6～9 (略)</p>	福祉部からの修正

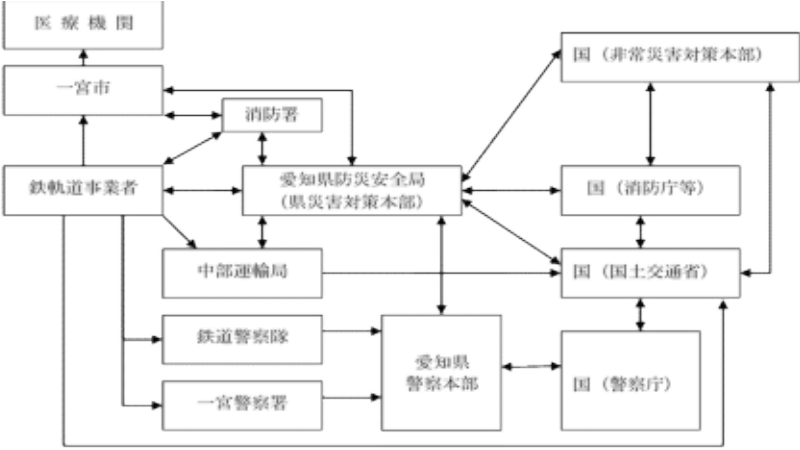
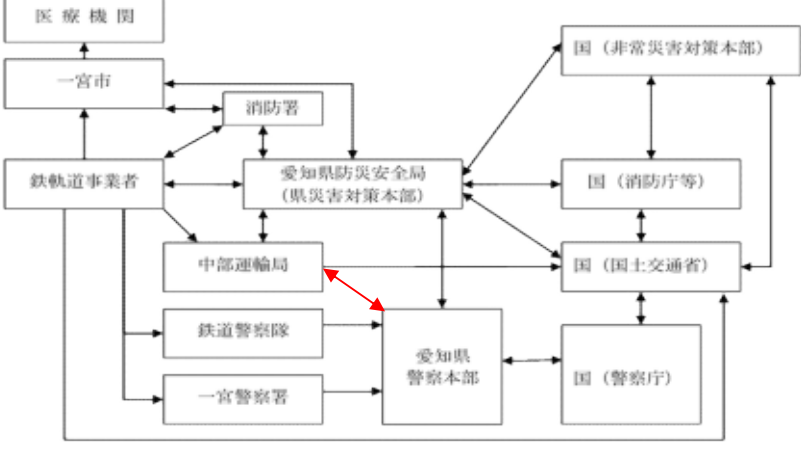
現 行	ページ	修 正 案	
第14節 防災知識の普及		第14節 防災知識の普及	
第1 防災教育 1 (略) 2 市民に対する防災教育（市担当部 総括本部、救出防災部等） (1) 町内会等に対する防災教育 (略) さらに、 <u>(追記)</u> 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 (略) (2) (略) 3 (略)	63	第1 防災教育 1 (略) 2 市民に対する防災教育（市担当部 総括本部、救出防災部等） (1) 町内会等に対する防災教育 (略) さらに、 <u>市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u> <u>加えて、</u> 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 (略) (2) (略) 3 (略)	防災人材育成の主体等との連携・協働を踏まえた修正
第16節 防災訓練		第16節 防災訓練	
第1 基本訓練 1・2 (略) 3 水防工法訓練（市担当部 救出防災部、 <u>建設部</u> ） (略) 4～7 (略)	68	第1 基本訓練 1・2 (略) 3 水防工法訓練（市担当部 救出防災部 <u>(削除)</u> ） (略) 4～7 (略)	建設部からの修正
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第2節 活動態勢（組織動員配備計画）		第2節 活動態勢（組織動員配備計画）	
第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織 表中 緊急初動部 部長： <u>総務部長</u> 経理部 部長： <u>会計管理者</u> まちづくり部 部長： <u>まちづくり部長（3班）</u> <u>(追記)</u> (2)～(4) (略) 2 (略) 3 災害対策本部の警戒体制（市担当部 総括本部、総務部、調査情報部、建設部、まちづくり部、 <u>(追記)</u> 救出防災部、市民部、福祉部、本部付） (1) 災害対策本部の警戒体制は、次の者をもって活動する。 表中 <u>(追記)</u> (2)～(4) (略)	74	第1 災害対策本部 1 災害対策本部の組織及び運営 (1) 災害対策本部の組織 表中 緊急初動部 部長： <u>総合政策部長</u> 経理部 部長： <u>財務部長</u> まちづくり部 部長： <u>まちづくり部長（2班）</u> <u>建設部</u> 部長： <u>建築部長（1班）</u> (2)～(4) (略) 2 (略) 3 災害対策本部の警戒体制（市担当部 総括本部、総務部、調査情報部、建設部、まちづくり部、 <u>建設部</u> 、救出防災部、市民部、福祉部、本部付） (1) 災害対策本部の警戒体制は、次の者をもって活動する。 表中 <u>建設部</u> 部長 (2)～(4) (略)	担当部の変更に伴う修正
	76		

現 行	ページ	修 正 案	
<p>4 (略)</p> <p>第2 非常配備 (略)</p> <p>1 非常配備の指令(市担当部 総括本部、救出防災部) (略) 〔風水害対策等における非常配備の指令基準及び配備体制〕 表中 第2非常配備<その1> 配備人員 <u>追記</u> 2~4 (略)</p>	<p>78</p>	<p>4 (略)</p> <p>第2 非常配備 (略)</p> <p>1 非常配備の指令(市担当部 総括本部、救出防災部) (略) 〔風水害対策等における非常配備の指令基準及び配備体制〕 表中 第2非常配備<その1> 配備人員 <u>建築部長職務代理者</u> 2~4 (略)</p>	
<p>第3節 情報収集伝達</p>			
<p>第2 気象警報等の発表、伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台が発表した特別警報・警報の伝達系統</p>  <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 注)二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水防警報の伝達系統 (1) (略) (2) 日光川 〔水防警報対象水位観測〕 表中 <u>堤防高 I.P. 4. 40m</u></p> <p>4~6 (略)</p>	<p>86</p> <p>89</p>	<p>第2 気象警報等の発表、伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台が発表した特別警報・警報の伝達系統</p>  <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (削除) 注)二重線の経路は、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水防警報の伝達系統 (1) (略) (2) 日光川 〔水防警報対象水位観測〕 表中 <u>堤防高</u> <u>上: 左岸 I.P. 4. 40m</u> <u>下: 右岸 I.P. 4. 49m</u></p> <p>4~6 (略)</p>	<p>気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正</p> <p>建設部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達 (略)</p> <p>6 災害状況の報告(市担当部 総括本部、救出防災部) (略)</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><県への連絡先></p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p> <p>第4 通信運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信の確保(市担当部 無線機配置各部)</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>(追記)</u>を利用した専用通信を使用する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3~8 (略)</p>	<p>96</p> <p>97</p> <p>98</p> <p>99</p>	<p>第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達 (略)</p> <p>6 災害状況の報告(市担当部 総括本部、救出防災部) (略)</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で安否不明又は行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明<u>(削除)</u>・行方不明<u>(削除)</u>として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><県への連絡先></p> <p><u>別紙1のとおり</u></p> <p><災害対策本部尾張方面本部への連絡先></p> <p><u>別紙2のとおり</u></p> <p>第4 通信運用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 通信の確保(市担当部 無線機配置各部)</p> <p>(1) 専用通信の使用</p> <p>市及び防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3~8 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>連絡先の変更に伴う修正</p> <p>回線の整備状況に合わせた修正</p>
第7節 災害救助		第7節 災害救助	
<p>第1 災害救助の実施責任者及び基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>追記</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第5 給水(市担当部 上下水道部)</p> <p>(略)</p> <p>1 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>・給水対象及び給水量</p> <p>ア 給水対象は、災害により、<u>水道、井戸等の</u>給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>116</p> <p>123</p>	<p>第1 災害救助の実施責任者及び基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の適用基準</p> <p>本市の場合、災害の被害状況が次のいずれかの基準に達したときは、災害救助法が適用される。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6)適用にあたっては、愛知県災害救助の手引きの基準も参照すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第5 給水(市担当部 上下水道部)</p> <p>(略)</p> <p>1 応急給水</p> <p>現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。</p> <p>・給水対象及び給水量</p> <p>ア 給水対象は、災害により、<u>(削除)</u>給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>適用基準を追記</p> <p>上下水道部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>2 応急給水体制の確立 (1) 給水体制 ア 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、重要医療施設、配水場、水道各水源地、飲料水兼用型耐震性貯水槽、定置式給水タンク等での拠点給水を原則とする。 この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく(追加)給水できるよう編成する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 給水方法 発災直後は、水道施設の被害状況を確認する。被害がある場合は、第一に各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。被害状況により、順次(追加)応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。 その他、必要に応じて、県営水道の応急給水支援設備及び飲料水兼用耐震性貯水槽に追加給水栓を設置し、被災者(追加)の拠点給水活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 食糧の供給 1～4 (略)</p> <p>5 食糧の集積地 食糧の集積地は、次の4箇所(追加)とする。(略) (略) ○日本通運株式会社名古屋ロジスティクス支店 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第9 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理(市担当部 総括本部、まちづくり部) (略)</p> <p>第10 被災宅地危険度判定(市担当部 まちづくり部) (略)</p>	<p>124</p> <p>126</p> <p>128</p> <p>133</p>	<p>2 応急給水体制の確立 (1) 給水体制 ア 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、(削除)飲料水兼用型耐震性貯水槽、定置式給水タンク等での(削除)給水を原則とする。 この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設を含め、給水できるよう編成する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 給水方法 発災直後は、水道施設の被害状況を確認する。被害がある場合は、第一に各家庭の備蓄飲料水による水の確保を基本とする。被害状況により、順次指定避難所の応急給水栓の開設、給水車や給水タンク等による避難所等へ運搬給水を行う。運搬給水においては、目標水量を供給できるよう措置する。 その他、必要に応じて、県営水道の応急給水支援設備及び飲料水兼用耐震性貯水槽に追加給水栓を設置し、被災者への(削除)給水活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 食糧の供給 1～4 (略)</p> <p>5 食糧の集積地 食糧の集積地は、次の4箇所の地域内輸送拠点とする。(略) (略) ○日本通運株式会社小牧第2ロジスティクス事業所 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第9 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理(市担当部 総括本部、建築部) (略)</p> <p>第10 被災宅地危険度判定(市担当部 建築部) (略)</p>	<p>上下水道部からの修正</p> <p>表記の整理</p> <p>担当部の変更に伴う修正</p>
<p>第12節 防疫・保健活動</p>		<p>第12節 防疫・保健活動</p>	
<p>第2 市の措置 1～5 (略)</p> <p>6 自宅療養者等の避難確保 (1) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 (2) (略)</p>	<p>145</p>	<p>第2 市の措置 1～5 (略)</p> <p>6 自宅療養者等の避難確保 (1) (削除)感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。 (2) (略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応の変更に伴う修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第14節 廃棄物処理		第14節 廃棄物処理	
<p>第1 基本方針</p> <p>風水害等の災害により浸水家屋の全半壊、流出などが予想される。そのため被災状況に即した、ゴミ、し尿の処理などの災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物処理計画（平成29年7月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体との連携・協力等に努めるものとする。（略）</p>	151	<p>第1 基本方針</p> <p>風水害等の災害により浸水家屋の全半壊、流出などが予想される。そのため被災状況に即した、ごみ、し尿の処理などの災害廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物処理計画（令和3年4月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制の確立、周辺の地方公共団体との連携・協力等に努めるものとする。（略）</p>	環境部からの修正
第18節 電気ガス等都市施設の応急対策		第18節 電気ガス等都市施設の応急対策	
<p>第2 ガス施設応急対策</p> <p>○都市ガス（東邦ガス株式会社）</p> <p>1 災害に関する情報の収集及び伝達（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 災害が発生した場合は、本部室長及び各支部長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、巡回点検及び出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(5) 本部室は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>2 非常体制の発令、解除</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに市長に報告しなければならない。</p> <p>(3) 対策組織の長は、災害の発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。この場合にも、ただちに市長に報告しなければならない。</p> <p>3 応急対策の要員及び物資の確保</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 応急対策用物資の確保</p> <p>本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 本部室及び各支部相互の流用</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	160	<p>第2 ガス施設応急対策</p> <p>○都市ガス（東邦ガス株式会社）</p> <p>1 災害に関する情報の収集及び伝達（略）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、巡回点検及び出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(5) 情報・管理室は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>2 非常体制の発令、解除</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。(削除)</p> <p>(3) 対策組織の長は、災害の発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。(削除)</p> <p>3 応急対策の要員及び物資の確保</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 応急対策用物資の確保</p> <p>情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 情報・管理室及び各支部相互の流用</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第3 通信施設応急対策 ○移動通信事業者(株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) (略)</p>	163	<p>第3 通信施設応急対策 ○移動通信事業者(<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) (略)</p>	内閣府公表の順序で修正
第20節 鉄道災害対策		第20節 鉄道災害対策	
<p>第2 情報の伝達系統 (略)</p> 	169	<p>第2 情報の伝達系統 (略)</p> 	実際の連携体制との整合を図るための修正
第21節 道路災害対策		第21節 道路災害対策	
<p>第3 実施内容 1・2 (略) 3 県の措置 (1)～(4) (略) (5) 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>依頼</u>により防災ヘリコプターを活用する。 (6)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	173	<p>第3 実施内容 1・2 (略) 3 県の措置 (1)～(4) (略) (5) 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>要請</u>により防災ヘリコプターを活用する。 (6)～(10) (略) 4・5 (略)</p>	表記の整理

現 行		ページ	修 正 案																																																																													
第25節 自衛隊派遣要請（市担当部 総括本部）			第25節 自衛隊派遣要請（市担当部 総括本部）																																																																													
<p>第1 災害派遣要請</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、尾張方面本部（尾張県民事務所）にその旨を要求し、知事から自衛隊に要請する。ただし、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防安全災局）に自衛隊の派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。なお、市長は、派遣要請及び市に係る災害の状況に関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>（略）</p>		181	<p>第1 災害派遣要請</p> <p>市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、尾張方面本部（尾張県民事務所）にその旨を要求し、知事から自衛隊に要請する。ただし、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に自衛隊の派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。なお、市長は、派遣要請及び市に係る災害の状況に関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。</p> <p>（略）</p>		表記の整理																																																																											
第26節 防災活動拠点の確保等			第26節 防災活動拠点の確保等																																																																													
第3 防災活動拠点の区分と要件等			第3 防災活動拠点の区分と要件等		ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災活動拠点</th> <th>4 中核防災活動拠点</th> <th>5 航空防災活動拠点</th> <th>6 臨海防災活動拠点</th> <th>(G追記)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害想定規模</td> <td>市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td rowspan="2">全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td rowspan="2">中部・全国の都道府県等</td> <td rowspan="2"></td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td>応援規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1箇所程度</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>県内に3箇所程度</td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等 滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設</td> <td>(G追記)</td> </tr> </tbody> </table>		要件等	1 地区防災活動拠点	4 中核防災活動拠点		5 航空防災活動拠点	6 臨海防災活動拠点	(G追記)	災害想定規模	市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	中部・全国の都道府県等		(G追記)	応援規模	隣接市町村等	(G追記)	役割	被災市町村内の活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(G追記)	拠点数	市町村で1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に3箇所程度	(G追記)	要件	面積	1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	県内に1箇所程度	(G追記)	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設	(G追記)	184	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災活動拠点</th> <th>4 中核防災活動拠点</th> <th>5 航空防災活動拠点</th> <th>6 臨海防災活動拠点</th> <th>7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害想定規模</td> <td>市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td rowspan="2">全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td rowspan="2">中部・全国の都道府県等</td> <td rowspan="2"></td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> </tr> <tr> <td>応援規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>(G追記)</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1箇所程度</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>県内に3箇所程度</td> <td>県内に4箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>県内に1箇所程度</td> <td>1000㎡以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> </tr> <tr> <td>施設設備</td> <td>できれば倉庫等</td> <td>倉庫等 滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設</td> <td>倉庫等</td> </tr> </tbody> </table>		要件等	1 地区防災活動拠点	4 中核防災活動拠点	5 航空防災活動拠点	6 臨海防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点	災害想定規模	市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	中部・全国の都道府県等		広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	応援規模	隣接市町村等	(G追記)	役割	被災市町村内の活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点	拠点数	市町村で1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に3箇所程度	県内に4箇所	要件	面積	1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	県内に1箇所程度	1000㎡以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設
要件等	1 地区防災活動拠点	4 中核防災活動拠点	5 航空防災活動拠点	6 臨海防災活動拠点	(G追記)																																																																											
災害想定規模	市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	中部・全国の都道府県等		(G追記)																																																																											
応援規模	隣接市町村等				(G追記)																																																																											
役割	被災市町村内の活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	(G追記)																																																																											
拠点数	市町村で1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に3箇所程度	(G追記)																																																																											
要件	面積	1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	県内に1箇所程度	(G追記)																																																																											
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設	(G追記)																																																																											
要件等	1 地区防災活動拠点	4 中核防災活動拠点	5 航空防災活動拠点	6 臨海防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯 防災活動拠点																																																																											
災害想定規模	市界内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	全県及び災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等	中部・全国の都道府県等		広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等																																																																											
応援規模	隣接市町村等				(G追記)																																																																											
役割	被災市町村内の活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点																																																																											
拠点数	市町村で1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に1箇所程度	県内に3箇所程度	県内に4箇所																																																																											
要件	面積	1000㎡以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3000㎡以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	県内に1箇所程度	1000㎡以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能																																																																											
	施設設備	できれば倉庫等	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t級以上の船舶の係留施設	倉庫等																																																																											
第4章 災害復旧・復興			第4章 災害復旧・復興																																																																													
第5節 被災者等の再建等の支援			第5節 被災者等の再建等の支援																																																																													
第3 住宅の建設等（市担当部 まちづくり部 ）（略）		192	第3 住宅の建設等（市担当部 建築部 ）（略）		担当部の変更に伴う修正																																																																											